

第3期上北山村まち・ひと・しごと創生総合戦略策定支援業務仕様書

1. 業務名

第3期上北山村まち・ひと・しごと創生総合戦略策定支援業務

2. 業務の目的

当村では、令和2年3月に、今後10年間における当村の将来像（「水と緑とともに生きる郷上北山」）を明確にし、それを実現するための施策の方向性と実施体制を示した「第四次上北山村総合計画（以下、「現行計画」という。）」を策定した。

同じく、令和2年3月に、まち・ひと・しごと創生に関する5か年の目標や施策に関する基本的方向等を示した「第2期上北山村まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下、「現行戦略」という。）」を策定したが、本戦略の対象期間が令和6年度に最終年度を迎えることから、現行戦略の効果検証を行ったうえで、地方創生の更なる充実・強化に向け、切れ目なく取り組みを進めるために令和7年度から、対象期間を5か年とした「第3期上北山村まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下、「次期戦略」という。）」を策定することを目的とする。

また、次期戦略とあわせ、人口の現状を分析・把握し、目指すべき将来の展望を示す「上北山村人口ビジョン（以下、「人口ビジョン」という。）」の時点修正を行う。

3. 委託期間

契約締結日から令和7年3月21日まで

4. 業務の概要

受託者は、概ね次に掲げる業務を行うものとする。なお、本項目は当村が最低限必要と考える事項を示したものであるため、受託者は本業務をより効果的に実施することを目的とした提案を積極的に行うものとする。

※本業務により策定した次期戦略は令和7年3月議会に報告することを予定している。

(1) 村の現況把握及び構造の分析等基礎調査業務

村及び県等の既存地域資料（各種計画書等）を収集・分析するとともに、現況基礎データを収集・整理し、次期戦略策定の基礎とする。

(2) ヒアリング調査（村民・団体等及び各課合わせて15件程度想定）

- ① ヒアリング調査（案）の作成（ヒアリング対象者の検討）
- ② ヒアリング調査の実施・分析
- ③ ヒアリング結果報告書の作成

(3) ヒアリング調査結果及び各種データの分析による課題整理

各種調査及び分析による課題を整理し、報告書としてとりまとめ、次期戦略案の内容に反映する。

(4) 現行計画及び現行戦略の進捗状況の確認

現行計画及び現行戦略の検証を行う。現行戦略について、具体的な取組の進捗状況やKPI（重要業績評価指標）等の達成状況を把握し、それぞれの効果、要因や課題等を評価・検証

する。また、現行計画、現行戦略、人口ビジョン等の関連計画の位置付けについて整理したうえで、次期戦略につながる新たな課題抽出と解決方針検討の支援を実施する。その内容をとりまとめたうえで、戦略への反映を行う。

(5) 人口ビジョンの時点修正

現行の人口ビジョンの推計値と実績値の乖離等を分析・検証したうえで、最新の人口データに基づき、将来人口を推計する。

また、当村の人口変動要因や、その改善のための課題を分析し、人口に関して目指すべき将来の方向案を提示したうえで、当村の示す方針に基づき、目指すべき人口水準、地域社会像等の将来の展望を記載した人口ビジョン素案を作成する。

(6) 主要課題の整理

(1) から (5) までの基礎調査の結果を踏まえ、次期戦略の策定に向けたまちづくりの課題について、体系的に整理する。

(7) 次期戦略案の策定

基礎調査の結果等を踏まえ、次期戦略素案を作成し、事務局との打ち合わせや審議会等での協議・調整を踏まえて補修正する。実効性のある戦略とすることを念頭に必要な項目を整理する。そして、地域課題の解決や持続可能な村運営のためにも、持続可能な開発目標であるSDGsの観点や、Society5.0など、社会の新たな技術・手法の導入について盛り込み、施策体系や各種指標との関連性を整理し、明記すること。なお、次期戦略の内容については、国のまち・ひと・しごと創生基本方針の内容に留意すること。

- ・具体的な取組やKPIの提案
- ・取組内容、取組スケジュール等の提案

(8) 各種会議等の運営支援業務

本業務の方針や進捗状況等を共有・審査するために外部有識者及び村内各種団体等による各種会議等を開催する。会議（3回程度）等に本業務の関係者は出席し、進捗管理を実施すること。あわせて、会議資料、会議運営及び議事録の作成を実施すること。

(9) 次期戦略策定に係るパブリックコメントの実施

次期戦略素案ができあがった段階で、パブリックコメントを実施する。これに係る関連資料等の作成支援、意見のとりまとめを行い、パブリックコメント結果の次期戦略への反映を検討し、提案することとする。

(10) 次期戦略の印刷製本及び概要版作成

策定した総合戦略の印刷製本を行う。【5. 成果品】に基づき、印刷を行うとともに、ホームページ公開用のPDFデータを作成すること。なお、提出データにおいては、PDFデータだけでなく、修正可能な電子データでも提出すること。

また、次期戦略内容を要約した概要版の原稿を作成すること。住民に周知するという目的を勘案して、住民目線でわかりやすくまとめること。

5. 成果品

- (1) 次期戦略及び修正版人口ビジョン：A4版、カラー刷り、無線綴じ製本、100部
- (2) 次期戦略及び修正版人口ビジョン概要版：A3版、カラー刷り、二つ折り、300部
- (3) 各種調査及び分析に関する報告書：A4版
- (4) 各種会議資料及び議事録
- (5) 上記(1)から(3)の電子データ一式納品（PDFデータ及び修正可能な電子データ）

6. 検査及び納品

- (1) 業務が完了した後は、業務完了届を提出するとともに成果品を提出し、当村による検査に合格したあと、当村が指定する場所へ納品するものとする。
- (2) 業務完了期限前であっても、当村から求めがあった際には、指定された期日までに、その時点における成果品を提出するものとする。
- (3) 受託者は、成果品の引き渡し後においても、当該成果品について不備あるいは瑕疵の指摘があった場合は、速やかに無償で修正を行うものとする。

7. その他

- (1) 本業務の実施において、本仕様書、技術（企画）提案書その他関連法令及び通達等を遵守するものとする。
- (2) 本業務にあたり、当村は受託者より申請があれば必要な資料を貸与するものとする。なお、貸与資料等は厳重に保管し、業務完了後は速やかに返却するものとする。
- (3) 受託者は、目的を理解して業務に努めるとともに、必要と考えられる場合においては、本仕様書に定めのない内容であっても積極的に提案を行い、当村との協議のうえ、誠意をもって対応するものとする。
- (4) 業務にあたり使用する図表やデータ、画像等の著作権・仕様権等の権利については受託者が使用許可等を得ること。なお、これらを怠ったことにより、著作権等の権利を侵害した場合は、受託者がその一切の責任を負うものとする。
- (5) 本業務を進めるにあたって、個人情報及びプライバシーの保護が必要であることから、受託者は、上北山村個人情報保護法施行条例等の関係法令を遵守するとともに、その管理には細心の注意を払い、適正に処理するものとする。
- (6) 本業務の成果品（業務過程におけるデータ等を含む）における一切の権利は、当村に帰属するものとする。
- (7) この仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、当村と受託者がその都度協議を行い、決定するものとする。